

# 豊田工業大学 研究者倫理規定

(規程 第103号)

## 前文

近年我が国では、科学技術振興政策の下、産業・科学立国を目指して多額の国家予算が大学の研究にも投入されてきた。その中で科学研究費補助金の不正使用や論文作成に関わる不正行為が発生し、研究者の倫理観の乱れに社会から厳しい眼が注がれている。

豊田工業大学はこれらの情勢に鑑み、研究者が不正行為を自ら引き起こしたり、その行為に加担することのないよう、諸規程や研究者倫理の再徹底を図り、「研究と創造に心を致し、常に時流に先んずべし」の建学の理念の下、研究や産学官連携を通じて我が国の科学技術の発展に貢献することを宣言する。

## (目的)

第1条 この規定は、豊田工業大学(以下「本学」という。)において行われる研究活動の健全な発展を願い、研究の公正性を確保するため、基本的な指針を示すものである。

## (定義)

第2条 この規定において、「研究者」とは、本学の専任教員のみならず、本学において研究活動に従事するすべての者を含み、学生であっても、研究に関わる時は「研究者」に準ずるものとする。

2 「研究」とは、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価にいたるすべての行為、決定及びこれに付随するすべての事項を含むものとする。

## (研究活動における遵守事項)

第3条 研究者は、データ・情報等を捏造若しくは改ざんしたり、第三者のアイデアを盗用してはならない。

2 研究者は、科学研究費補助金など公的資金の使用にあたっては、関連する諸規程を遵守し、申請した研究計画以外の目的に使用してはならない。

3 研究者は、実験ノート、実験データその他の研究資料等(以下「研究データ」という。)を一定期間適切に保存・管理するものとし、故意に破棄したり、不適切な管理により紛失しないよう努力し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

4 前項に定める研究データの保存期間は、原則、当該論文等の発表後、資料(文書、数値データ、画像等)は10年、試料(標本等)・装置などの「もの」は、5年とする。

5 前項にかかわらず、法令等又は契約により研究データの保存期間が別途定められている場合は、その定めに従う。

6 研究者は、適切な研究体制確保に向けて実効的に取組むこととし、共同研究を行う場合は、個々の研究者の役割分担・責任を明確にするものとする。また、複数の研究者により研究活動が行なわれる場合は、全容を把握する立場の代表研究者が研究成果を適切に確認するものとする。

## (相談窓口)

第4条 不正行為及びその防止に関する学内外からの相談に対応するため、相談窓口を置く。

2 研究者の相談窓口は，研究協力グループとする。

（研究倫理教育及び啓蒙活動）

第5条 研究推進・産学連携委員会は，不正行為の防止を目的とした研究倫理教育及び啓蒙活動に努める。

2 研究者は研究倫理教育を必ず受講しなければならない。

3 前2項の実施について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置き，研究推進・産学連携委員会委員長をもってあてる。

（事務）

第6条 この規定に関する事務は研究支援部研究協力グループが取り扱う。

（規定の改廃）

第7条 この規定の改廃は，研究推進・産学連携委員会，教授会の議を経て学長が決定する。

（雑則）

第8条 この規定に定めるもののほか，研究活動の不正行為の防止等に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

1 この規定は，平成29年7月23日から改正施行する。

|      |            |
|------|------------|
| 制 定  | 平成19年3月22日 |
| 改正1回 | 平成24年12月1日 |
| 改正2回 | 平成27年3月30日 |
| 改正3回 | 平成29年2月21日 |
| 改正4回 | 平成30年7月23日 |